一 原告を再審査申立人、参加人を再審査被申立人とする中労委昭和四九年(不 再)第五五号不当労働行為再審査申立事件につき、被告が昭和五二年五月六日付で した別紙命令書記載の命令を取り消す。

二 訴訟費用は、本訴によつて生じた部分を被告の負担とし、参加によつて生じた 部分を参加人の各負担とする。

事 実

第一 当事者双方の求めた裁判

一 原告

1 主文第一項同旨

2 訴訟費用は被告の負担とする。

二 被告

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

第二 当事者の主張

- 原告の請求原因

原告会社は、初審命令を不服として被告中央労働委員会(以下「被告委員会」という。)に対し再審申立てをなしたが、被告委員会は、昭和五二年五月六日付をもつて別紙命令書のとおり、「1本件再審査申立てを棄却する。2初審命令主文第一項掲記中「関東地区油槽所長代行者会議」とあるを「東京地区油槽所長代行者会議」に改める。」との命令(以下「本件命令」という。)を発し、同命令書の写しは同年六月二日原告会社に送達された。

2 本件命令の違法性

本件命令が東京地区油槽所長代行者会議(以下「代行者会議または単に「会議」という。)を把え、組合運営に対する支配介入行為と認め、労働組合法七条三号所定の不当労働行為を構成するものと結論して初審命令を維持したのは、事実を誤認し、法律上の判断を誤まつた結果に基づくものであるから違法であり、取り消さるべきものである。

- (一) 被告委員会が別紙命令書の理由中第一において認定した事実についての認 否
- (1) 第一項(当事者等)(1)記載事実中、原告会社の従業員数およびシエル 興産等関連会社数社を含めた従業員数が本件命令を発した当時それぞれ約二、四〇〇名および約二、八〇〇名であつたことは否認し、その余の記載事実は認める。

同項(2)記載事実はいずれも不知。

同項(3)記載事実は認める。

- (2) 第二項(昭和四五年以降の労使関係)(1)および(2)記載事実は認める。
- 同項(3)記載事実中、昭和四六年春闘において参加人組合内部で中央執行委員会の方針に反対する声が出、その結果スト参加者が出たことおよび清水分会等が参加人組合を脱退したとの点は不知、その余の記載事実は認める。
- (3) 第三項(本件代行者会議の開催について)(1)記載事実中クラークのいない油槽所には、近隣の油槽所あるいは本社から代行者が派遣されたとの点は否認し、その余の記載事実は認める。

同項(2)、(3)および(4)記載事実は認める。

同項(5)記載事実中、本件命令書認定の日時に開催された代行者会議終了後の 夕食の席で代行者間で話し合われた内容が終始組合問題のみであつたとの点および その組合問題に関する話合いがすべてA所長の報告書記載の通りであつたとの点は 否認し、その余の記載事実は認める。

同項(6)記載事実中、B部長がA所長に対し報告書記載の話合いがなされたこ とを確認したとの点は否認し(ただし同部長がA所長に電話をかけたことは認め る。)、その余の記載事実は認める。

同項(7)記載事実中、本件代行者会議以後、同会議が開催されたことはないと の点は否認し、その余の記載事実は認める。 (4) 第四項(本件代行者会議以降の労使関係)(1)記載事実は不知。

同項(2)記載事実中、第三波ストに際してのスト権投票の結果、賛成者が四 -・五パーセントあつたことおよび清水、田子の浦、宇都宮の各油槽所の分会がス ト反対の決議文を出したことは不知、その余の記載事実は認める。

同項(3)記載事実中、昭和四七年九月六日シエル従業員組合が結成されたこと および同年九月一二日付の原告会社発行の団交ニュースに本件命令書記載の内容の とおりの記事が書かれており、これを原告会社が全従業員に配布したことは認め、 その余の記載事実は不知。

同項(4)記載事実は認める。

原告会社が本件命令を違法とする事実上および法律上の主張は次のとおり (\square) である。

(1) 代行者会議開催の趣旨および経緯等

(1) 代行者会議開催に至る経緯

原告会社には、本社業務部の下に全国に地方業務部および油槽所等が散在してお り、各油槽所長が油槽所の運営に当つてきたが、日本経済の発展拡大に伴い、油槽 所の出荷量も増大し、油槽所長の職務も年を経る毎に拡大したため、油槽所長が出 張その他の理由で不在である場合には、その職務を代行する者が必要となつてき た。従来油槽所内に所長を補佐するクラークのいないところでは、本社もしくは支 店から所長代行者をそのつど派遣しその業務の処理に当らせてきたが、派遣代行者 では業務不慣れ等の理由でその職務を十分に果すことが期待できないため、各油槽所内でその職務を十分遂行しうる者を育成してこれを順次正式の代行者に起用するシステムをとるに至った。ところでこの間の昭和四六年四月一日に供給業務部で大幅な組織変更が行なわれ、これに伴い、油槽所の業務には新たにローリーの運営管理、野家の要請に関する。 理、顧客の要請に即応した製品の補給整備等の業務が付加されるに至つたため、 の機会に代行者についても、その趣旨を十分に理解させる必要があつた。とりわけ 右組織変更に伴い東京地区業務部長に就任したBは、同地区が原告会社の総出荷量 に占める割合の高いこともあつて、この際右組織変更の趣旨を説明することとあわせ、代行者の任務の重要性を自覚せしめ、これを激励することが業務遂行上重要であると考えていたところ、たまたま、同年九月五日、六日の両日にわたつて開催された第一回油槽所長懇談会の席で、各油槽所長から代行者会議開催の要請があった。 ため、代行者相互の親睦をはかるという趣旨も含めてその開催を決定した。そして 同年九月二三日、二四日の両日に本件代行者会議が開催されることになつたが、B 部長が同年一〇月一日付で横浜油槽所長に転出することになつたため、その代役と して田子の浦油槽所長Aが司会役として選ばれることになつたのである。

代行者会議の模様 (\square)

本件代行者会議は、同年九月二三日午後三時ごろから東京地区油槽所代行者一〇 名と司会役のA所長の出席のもとに開催され、同日午後五時過ぎ終了した。この間 A所長より組織変更の内容とこれに伴う代行者の役割等に関する説明がなされこれ に続いて代行者の自由討議が行われたが、その内容は概ね、(一)公害問題に関連 して地元住民との融和をいかにはかるか、(二)特約店、需要家に対するサービス の問題および代行者間の要望事項として同年六月実施された本給調整が油槽所事務職員に適用されなかつたことへの不満、さらに油槽所長不在期間中の代行者に対す る手当の支給などであつた。 (ハ) 夕食の状況等

代行者会議終了後代行者らはそれぞれ入浴し、全員浴衣に着替え、午後六時ごろ から一同夕食を共にしたが、これは懇親の意味であり、会議もしくは会議の延長で はない。夕食開始後三〇分ないし四〇分は雑談に終始したが、既に仕事に関連する 事柄については会議において出尽くし、日ごろ代行者間の交流も少なく話も途切れ がちであつたところ、たまたま浜松油槽所のCが清水油槽所のDに対し、清水油槽 所の組合員の脱退を批判したことを契機に自然発生的に共通の関心事である組合問題が話題の対象となつた。この間A所長は終始無言で代行者の話を聞いていたに過ぎず、話合いをリードして積極的に代行者に確認をとるなどという事実はなく、ただ、同人は会議の司会役をつとめたということから夕食の席での話を自分なりにまとめてB部長等にその状況の概略を報告したに過ぎない。

中中で 1000年 1000年

右のとおり、組合の話は酒も加わつた夕食の席で自然発生的にでたものであるから、本件代行者会議を原告会社が主催し、組合問題について分会長らである出席者に確認せざるを得ないとする被告委員会の判断は明らかに不当である。

(2) 本件命令書摘示の各認定理由に対する反論

(ロ) 本件命令は代行者会議開催にあたつて会議の議題内容について出席者に事前に連絡がなされていなかつたと指摘しているが、代行者会議の開催は油槽所長懇談会の席上で決定されたものであつて、油槽所長はその趣旨を熟知しており、各油槽所長等からそれぞれの代行者に対しても伝達されている。しかも会議の主要目的は、特別に議題を特定して事前調査研究等を課す方法をとらず、代行者間において自由な意見交換を行うことにより油槽所業務の向上と代行者間の親睦をはかることにあつたから、あらためてB部長から書面で通知する必要はないと判断し、その手続を省略したものである。因みに、単に口頭による会議開催は原告会社も含め世上一般にしばしば行なわれており公知の事実といえる。

(ハ) 本件命令は、代行者会議に於て組織変更の問題は予定時間二時間程度であるにもかかわらず、会議の日程を祝日を含めて一泊二日としていることは奇異であるかのように述べている。しかしながら、本件代行者会議は初めての試みであつた

ところから、この機会に代行者相互の親睦をはかることが各油槽所間の業務遂行上も望ましいと判断されたばかりでなく、右会議出席者のうち遠方より出席する者も あつて日程上宿泊が避けられない者も多いところから、宿泊を伴う会議としたもの である。これは会議の趣旨に照らし当然の配慮であり、そのことの故に本件会議が 特段の意図をもつて設定されたものと解するのはとうてい肯認し難いところであ る。

(二) 本件命令は、会議終了後A所長がB部長ならびに各油槽所長宛に本件命令中で認定したとおりの諸事項が文書(乙第九号証、以下「確認報告書」という。) によって確認された旨報告したことをとらえて会議の不当性および不当労働行為の 存在を示す理由の一つとしてあげている。しかしながら、会議終了後の夕食の席で -部代行者間で組合問題につき話合いがもたれたことは本件命令が認定する通りで あるが、右話合いの結果を代行者間で確認した事実はないのであり、この点で本件 命令は重大な事実誤認を犯している。このことはその後のB部長とA所長とのやり とりの中でこのような事実がなかつたことが明らかにされているばかりでなく右報 告書の内容にも事実と相違する点が存する。まず確認報告書の記載によれば、「全 分会の意志を統一する為東京分会が中心となり………」とあるが、東京油槽所代行者として出席したEは当時分会長ではなく、このため同人は同分会が中心となつて 意見を統一することについては責任を持てない旨発言している。また、同文書には 「全分会が努力し、正常化に努めても目的が達せられなかつた場合、全分会員が組 合を脱退もやむを得ず」との記載があるが、出席者の一人である水戸油槽所の代行者でありかつ分会長のFは、この話合いは各油槽所の分会の代表者として出席し話 合いをしたものではないから、各油槽所の分会員の意見も聞かずに脱退を決めるわけにはいかず、むしろ脱退など考えていなかつた旨証言しているところからも明ら かなとおり、当該夕食の席での代行者間の話の内容を正確に伝えているともいい難 いのである。なお、昭和四七年九月参加人組合の一部組合員によつてシエル従業員 組合が結成された事実があるが、このことは確認報告書の内容とは全く関わりをも たないものである。確認報告書には「東京地区の各油槽所分会は同一歩調をとり 支部執を通じ中執と対決していく」との記載があるが、シエル従業員組合は横浜支 部の組合員が中心となり結成したものであつて、確認報告書の内容とは全く異なるものである。また、同文書の「全分会員が組合を脱退もやむを得ず」との記載についても、昭和四七年春闘においては小倉、長崎、八代、東京、清水という東京地区 油槽所分会以外の分会も含め参加人組合の闘争方針に不満をもつ分会が指令返上を 行なつているのであり、この点のみをとらえても確認報告書の内容とその後の組合 分裂とは全く無関係であることが明らかである。

本件命令は、本件代行者会議の開催時期が労使間における対立が激化して いる折であることをあげ、その例示として前年には所長懇談会の際に所長全員が組合を脱退したこと、しかも当日B部長の代理として会議を主催したのは組合を脱退したA所長であつたことをあげている。しかしながら、代行者会議を開催したのは組織変更という業務上の重要な変化を契機とするものであつて、それがたまたま労働権の関係に対象している。 使間の対立と時期を同じくしたり、あるいは油槽所長の組合脱退の翌年に該当したとしても、それがために会議をとりやめなければならない理由はない。A所長が会 議の司会役をすることになったのは、B部長が直接会議を主催する予定であったところ、急遽横浜油槽所に転出することになったためである。なお、A所長は反組合的言動を行う人物というわけではなく、また、組合を脱退したことについても同人のみが組合を脱退したものでなく、東京地区の油槽所長全員が油槽所長と組合員ののおけることについても同人のおけることについても同人のおけることにある。 立場は両立しないとの判断から脱退したものである。

本件命令は、本件代行者会議の出席者である代行者のほとんどが組合油槽 **(**) 所分会の分会長であり、会議はこのことに着目して開催されたものと判断してい る。しかしながら、油槽所分会の分会長は組合支部あるいは当該分会内の連絡の便 宣から考え、クラークもしくはクラークのいない分会においては事務を補助する現場作業員の中から順次選任されることが多く、本件代行者会議の出席者に分会長が多かつたとしても、油槽所の実態からすれば、何ら異とするに足りないものである。しかも本件代行者会議の出席者として組合未加入者や会議後組合員が全くいなる。 い油槽所へ所長として転勤している者のいることなどからすれば、この会議が組合 運動に介入する目的で開催されていないことが明らかである。なお、本件命令は分 会長は八名であつたと認定しているが七名の誤りである。 (3) 不当労働行為(支配介入)の不存在

-般に支配介入が成立するためには、支配介入とみられる使用者の行為があれば

足りると解されている。しかしその場合においても、使用者の積極的行為を前提としつつ、その行為を客観的に見れば、支配介入の意図が化現されていると認定し得る場合には、少なくともその行為の存在から使用者の不当労働行為意思を当然に推定して良いというだけであつて、その行為自体から直ちに不当労働行為意思を推定し得ない場合にまで、その意思が不要であるとは解されない。とくに本件のように夕食の席でたまたま組合問題につき代行者間で話合いがもたれ、しかもその席に居合わせたにすぎないA所長の存在をもつて直ちに不当労働行為意思を化現した行為ありと認定するにはそれ相応の理由と明確な不当労働行為意思の認定が必要であるう。

もつとも本件命令は確認報告書の存在を重視しているようであるがその作成の経緯は既に述べたとおりであり、その存在をもつて直ちに不当労働行為の存在を認定することは不当であるばかりか、同文書は、A所長の個人的判断からB部長に内部的情報の伝達として作成送付した私信にすぎず、もとよりその手段、方法においても違法性はないから、情報収集が仮に組合に関するものであつてもそれだけで直ちに組合運営に対する支配介入とはいえないことは明らかである。

- ニ 請求原因に対する報告の答弁
- 1 請求原因1項の事実は認める。
- 2 請求原因2項については争う。本件命令は、労働組合法二五条、二七条および 労働委員会規則五五条に基づき適法に発せられた行政処分であつて、処分の理由は 別紙命令書理由記載のとおりであり、被告委員会の認定した事実および判断に誤り はない。
- 三 参加人の主張

──参加人組合が原告会社の本件命令取消申立てを理由がないとする事実上および法律上の主張は次のとおりである。

1 東京地区だけで代行者会議が開催されることについて供給業務部の組織変更は、原告会社全体について行われたものであつて、東京地区の業務に関してなされたものではないから、代行者に周知徹底せしめる必要性が特にあつたとすれば、全国の他の地区においても同様の必要性があつたはずである。しかるに他地区で代行者会議が全く開催されていないことは不思議であり、本件代行者会議の開催には他に目的があつたと考えるのが相当である。なお、東京地区の個々の油槽所についていえば、その出荷量が他地区の油槽所に比べて大きいとはいえない。

代行者会議の開催について、本件組織変更の企画および実務の責任者であったG配給工務本部長は、本件代行者会議の開催は勿論、その約一年後に参加人組合が記報告書を公表するまで開催の事実を全く知らなかつたものであるが、会議の目前であるの説明にあるのであれば、同本部長が知らないはない。特にがいては昭和四六年四月に実施され、油槽所長会議等で各所長に説明ないのである。また、同年九月の時点で組織変更の説明を受ける必要性は全くないたもである。また、組織変更等業務とであるのに、説明としてとされている。また、組織変更等業務について説明を受けるのであればとしてものである。また、組織変更等業務は関語であるのに、説明としているのである。また、組織変更等業務は関語であるのに、説明としているのである。また、自己にも作品を対したとされている。本件代行者とにも先にも唯一のものであった事実は、本件会議が業務上の必にもたいる。とを示している。さ

らに、本件代行者会議の開催が油槽所長が連名で組合を脱退したことに基づき組合に代る組織として原告会社が作つたものである「油槽所長懇談会」の席上決定されたという事実は、本件会議が組合対策のために開催されたものであることを示すものである。なお、本件会議が開催場所議題を明示した招集通知の有無日程等の観点から原告会社において行なわれている通常の業務上の会議と全く異なるものであることは明らかである。

以上の諸事実によれば、本件代行者会議が組織変更の説明等業務上の必要によつ て開催されたものではなく、組合対策のために開催されたことが明らかであるとい える。

2 議題が事前に連絡されていなかつたことについて

本件代行者会議が業務上の会議であれば、原告会社の正規の機関で開催が決定され、議題が予め会社の正規の機関から書面によつて出席予定者に通知されるのが当然である。原告会社は、各油槽所長から伝えているから業務部長からは正式に通知とした会議の出席者としての所長であり、組合対策の共謀者としての所長であって、その所長が直接一対一で直属の部下に対して代行者として本件会議に参加することを口頭で伝え、会社の業務上の機関としての業務部からは何ら公式の通知をきことを口頭で伝え、会社の業務上の機関としての業務部からは何ら公式の通知をきことをいという密行性は、本件代行者会議が油槽所長懇談会における謀議の延長としてなされたものであることをよく示している。なお、出席代行者は、各油槽所とり組織変更等業務上の問題について会議が開催されるとの説明は受けていなかた。

3 会議の日程が一泊二日であつたことについて

4 組合問題についての確認について

5 前年に組合を脱退したA所長が本件代行者会議を主催したことについて 本件代行者会議で司会役をしたA所長は、昭和四五年八月に開かれた東日本地区 油槽所長会議招集の際原告会社の意を受けて油槽所長の参加人組合からの脱退をと りまとめた者である。原告会社は、油槽所長を参加人組合から脱退させ、参加人組合に代る組織として油槽所長懇談会を制度化し、油槽所長を使つて現業部門における参加人組合の切り崩しを図るとともに、所長の次は代行者を原告会社側に抱き込み、参加人組合を破壊することをねらつたのであり、油槽所長懇談会の次には代行者の懇談会の成立をねらつたものである。そして、代行者の切り崩しのためには、代行者の直接の上司であり、所長の連名脱退をとりまとめたA所長こそが最適任者であつた。従つて、A所長がB部長の代理として本件代行者会議を主催したことものおよび性格を理解するうえで極めて重要なことである。なお、A所長が代行者会議における組合問題に関する確認に積極的に関与していることおよび原告会社が右確認を行なうようA所長に指示していたことも明らかである。代行者の殆どが分会長であつたことについて

7 本件において、組合問題に関する討議は代行者会議の席上行なわれ、A所長は右討議に積極的に関与しているものであるが、仮にA所長が発言その他積極的に関与しているものであるが、仮にA所長が発言においてがらしてもそれの主催する会議の機会においてがられるの執行体制転覆の開告会社の職制がこれに対したといるがらとであり、支配が成立を関係があるというであれば、原告会社の職制にいたものであれば、原告会社の職制にいたものであるとして、A所長は大きであり、支配が成立を関係で、中代で表議を関係であり、であるとして、A所長のであるとして、A所長は大きであり、であるがあるとは、本来出席するを業務においたものでは、A所長のであるとしては、本来出席するを業務においたものにはいるが、A所長のであるとしては、本来出席する会社の職場においてなら、代行者会議においてが、A所長のであるいたものはは、A所長のであるいたのは、A所長のであるがら、代行者会議においたものにしてのず、A所長のであるとしての立場を離れた全く私的なものということはできない。第三 証拠関係(省略)

理 由

一 木件命令

請求原因1項の事実は、当事者間に争いがない。

二 当事者等

原告会社は、肩書住所地に本社を置き、全国各地に支店、油槽所等を有して、石油製品の販売等を業とする株式会社であること、原告会社の従業員は、昭和四七年九月六日参加人組合とは別にシエル従業員組合を結成し、その組合員数は初審結審時の昭和四九年一〇月当時約三六〇名であつたことは当事者間に争いがない。

成立に争いのない乙第四〇、第一一一号証ならびに弁論の全趣旨によれば、原告会社の従業員数は、昭和五二年六月現在約二、一六〇名であり、関連会社としてシェル興産株式会社ほか数社を含めるとその従業員総数は約二、六一〇名にのぼるこ

と、参加人組合は、原告会社および関連会社数社に勤務する従業員で組織され、下部組織として東京地区の油槽所従業員等により組織される東京支部等全国に一七支部があること、その組合員数は、初審結審時一、一四六名であり、東京地区に存在する東京、清水、田子の浦、新前橋、松本、浜松、甲府、宇都宮、長野、水戸の各油槽所は、参加人組合の組織上東京支部の中で各油槽所分会を組織していることが認められる。

三 そこで、不当労働行為の成否を判断するためにまず、代行者会議開催前後の経 過、代行者会議の状況等の事実関係を検討することにする。

1 代行者会議開催に至る経過

(一) 昭和四五年以降の労使関係

参加人組合は、昭和四五年春闘においてはじめて全石油共闘に参加し、四月下旬 から五月上旬にかけ、時間外および休日出勤拒否のほからして、四月二四時間の全面ストライキを行所にとして一時間、五月二日第二波として二方の全面ストライキを油槽である。 いては出荷量が急増するところ、毎年の組合員であったが、当時はいわゆるでは出荷の主なが、特約店等の無理者としての立場の矛盾に対しての立場のができなくなり、特約店等の組合員であったが、当時はできなり、特別である場合の組合員であったので、当時は関東地区の油槽所長会議が仙台市のが東原が国立には大きによるで、関東地区の油槽所長会議が仙台市内の東原が国立には大きによるでは、一次の

参加人組合は、昭和四六年春闘において、四月二三日に第一波として一時間の時限ストライキ、同月三〇日午後に第二波前段として半日ストライキ、同年五月四日に第二波後段として本社等における全日ストライキを行ない、さらに、これとはでして本社コンピューター部門等の拠点ストライキを行ない、さらに、これと併行して四月二二日から五月一九日まで事務部門における時間外および休日拒否闘争を実施し、同月一九日に賃上げ交渉は妥結した。しかしながら、その大多数が組合長の平均賃金を上廻わる中高年層で占められている油槽所勤務の現業組合員は、会員の平均賃金を上廻わる中高年層で占められている油槽所勤務の現業組合員とともに、からの配分において中高年令層に不利になると考えられていた定額重視の要求方式をとつていたことを不満とし、また、昭和四本ででは、また、で、日本の成果としては期待はずれの感をいだくとともに、かえつて一律に五、六〇〇円のストライキ補填金を徴収

される結果となつたことを快く思わず、次第にこれら組合員の間では右のような会社に対する賃金要求長期ストライキ、その妥結、事後処理等が組合員中いわば少数派ともいうべき現業員の意向を十分に汲み取ることなく行なわれたものであるとして、執行部に対する批判的気運が高まつてきた。そして、既に右春闘中においても全国で数か所の油槽所分会がストライキ不参加を決め、東京地区では清水油槽所分会がストライキ不参加を決めた後一名を除くすべての分会員がストライキに反対して参加人組合を脱退するに至つた。

ところで、原告会社の各油槽所においては、従来から油槽所長が出張、病気、休暇等で不在の場合のために所長事務を代行する代行者制度が存在していた。これは、油槽所長が不在になる都度油槽所長により代行者(「リリーフ」、「所規模」などとばれていた)が任命され、所長業務を処理するものであり、大規値所で所長補佐役としての職務を有するクラークのいるところでは、クラークのいない油槽所では、近隣の油槽所、本社もは原則として代行者とされ、クラークのいない油槽所では、近隣の油槽所、本社もおりは支店から油槽所長の依頼により代行者が派遣されていた。しかし、油槽所業務においた。当該油槽所の増大等により、当該油槽所の業務に不慣れな派遣代行者の場合においては、でき適任者を育成し、これを任命するようになっていた。であると、は、大会社の名は、は、大会社の名は、は、大会社の名は、大会社の、大会社の名は、大会社の、大会社の、大会社の、大会社の、大会社の、大会社の、大会社の

(三) 油槽所長懇談会の開催等

従前東京地区、九州地区など一部の地区では業務上会社主催のもとに開催される 所長会議とは別途に油槽所長が任意に集り他の関係者を交じえることなく所長懇談 会の名のもとに意見を交換していたが、所長全員が組合を脱退後従来組合を通じ会 社側に対しなしていた待遇改善等の交渉その他の意見具申等を独自に行なうための 機構設置を望む声が所長の間で出てきたため、原告会社は昭和四六年七月油槽所長 懇談会を正式に制度化して油槽所長懇談会規約を作成し、出席者には出張旅費規程 を適用して交通費、日当、宿泊費を支給することにした。

で適用して交通費、「一位にした。」では、高いでは、高いでは、「一位にした。」では、「一位にした。」では、「一位にした。」では、「一位にした。」では、「一位にした。」では、「一位にした。」では、「一位にした。」では、「一位にした。」では、「一位にした。」では、「一位にした。」では、「一位にした。」では、「一位にした。」では、「一位にした。」では、「一位にした。」では、「一位には、」」では、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、」」では、「一位には、「一位には、「一位には、」」では、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、」」では、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、」」では、「一位には、「一位には、「一位には、」」が、「一位には、「一位には、「一位には、」」が、「一位には、「一位には、」」が、「一位には、「一位には、「一位には、」」が、「一位には、「一位には、「一位には、」」が、「一位には、「一位には、」」が、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、」」が、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、「一位には、」」が、「一位には、」」」」(「一位には、「一位に

長は、B部長の了解のもとに、同年一〇月初旬に、休日を利用館のの時期に、保養地の所有の日程の会議をもいる。 「大変を見いたが、保養・力」とは、「大変を利用であるをでいたが、大変を表表している。 「大変をでいたとことのでは、「大変を表現である。 「大変をでは、「大変をでいる。」という。 「大変をでは、「大変をでいる。」という。 「大変をでは、「大変をでいる。」という。 「大変をでは、「大変をでいる。」という。 「大変をでは、「大変をでいる。」という。 「大変をでは、「大変をでいる。」という。 「大変をでは、「大変をでいる。」という。 「大変をでは、「大変をでいる。」という。 「大変をでは、「大変をでいる。」という。 「大変をでいる。」という。 「大変をでいる。」という。 「大変をでいる。」という。 「大変をでいる。」という。 「大変をでいる。」という。 「大変をでいる。」という。 「大変をでいる。」という。 「大変をでいる。」という。 「大変をでいる。」という。 「大変をでいる。。 「大変をでいる。 「大変をいる。 「大変をしる。 「なる。 「なる。 「なる。 「なる。 「なるななる。 「

ますからそれで十分くつろいでもらいたい」との挨拶がなされた。 タ食は、午後六時ごろから始められ、全員浴衣に着替えて自由に席をと切れない。 酒も出されたが、ふだん代行者間の交流清水油でのの関心事として、がりつるとはなく清水油槽所分会の組合脱退にも、にがりつるとはない。 これが契機となって、前記1(一)認定のように組合のあり方に対しまる。 これが契機となって、前記1(一)認定のように組合のあり方に対しまる。 これが契機となって、前記1(可)に対したの後始末の関心事人に対し、の関連を の現業組合員を多くかかえたは、また、のの関心を の現業組合員を多くかかえたが、の表別では、 のの現業に対する不満のの、 のののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののでは、 ののののでは、 のののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののでは、 ののののでは、 のののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののでは、 ののでは、

A所長は、同月二五日付でB部長宛「油槽所所長代行者会議」と題する確認報告書(乙第九号証)を作成し送付した。右確認報告書は、A所長が代行者間で議論された組合問題の内容について自己の理解に基ずいてまとめたものであるが、右報告書には、確認事項と題して「今後組合運動で現執行体制を正しい方向へ転換させる

事は大変むずかしいが支店内の同調者と協力し、東京地区の油槽所(分会)が同一 歩調をとり、支部執を通じ中執と対決して行く様にする。

- ① 分会代表者を交じえて行う支部の会議に先だち分会だけの会合をもつ。
- ② 全分会の意志を統一する為東京分会が中心となり田子の浦、松本、宇都宮分会の代表者はそれぞれ地区の分会と連絡を取り意見を統一し東京分会代表者と協議し意見をまとめる。
- ③ 現在組合を脱退している人には今後全分会が共同歩調を取りたいので一応組合へもどる様分会内部で説得する。清水分会については脱退者の了解が取れたら田子の浦及び浜松分会より説得の為オルグする。

以上の事がらを全分会が努力し正常化につとめても目的が達せられなかつた場合 全分会員が組合を脱退もやむを得ず」との記載が存する。なお、右文書は、A所長 から東京地区の各油槽所長にも送付された。

確認報告書の送付を受けたB部長は、直ちに電話でA所長に対し右報告書作成の事情および送付の理由を問い質して同人が自己の指示範囲外の行動をとつたことを叱責するとともに、その内容からみて参加人組合に誤解を与えることを危惧し、送付した確認報告書はすべて回収し破棄するよう指示した。A所長はこの指示を受けて、各油槽所長に右報告書を破棄するよう連絡した。

なお、田子の浦油槽所代行者のKは確認報告書の内容が事実に反するとしてA所長に対し抗議した。

3 代行者会議開催後の労使関係

清水油槽所分会は、昭和四六年一二月一日付で参加人組合に復帰を申し入れ、同月分から組合費を支払うようになり、昭和四七年三月五日の東京支部大会で同分会の復帰が正式に承認され、清水分会の分会長には代行者会議に出席したDが選出された。

昭和四七年八月一五日、横浜支部所属の参加人組合員数名が組合を脱退し、同年九月六日右の者らが中心となつてシエル従業員組合(現全シエル労働組合)が結成された。そして、この前後に参加人組合からの脱退者が相次ぎ、昭和四八年三月末までに東京支部に属する各油槽所分会の組合員約八〇名のうち五〇名以上が脱退し、シエル従業員組合に加入した。

なお、本件代行者会議以降他の地区で代行者による会議が開催されたことはないが、昭和四八年七月二二日、二三日に福岡地区で独自にクラークに対する教育、研修が「クラーク研究会」の名称でなされ、好評だつたこともあり、原告会社は、同年一一月に「クラーク研修会」を制度化し、以後毎年一ないし二回、各地区ごとに支店会議室あるいは原告会社研修所で開催されている。四 不当労働行為の成否

1 本件命令は、別紙命令書記載の認定事実に基づいて、(1)会社は、代行者会議の主目的が組織変更について代行者にも周知徹底をはかる必要があつたというがそれにしては東京地区以外では開催されていないこと、(2)会議の議題・内容については、出席者に事前に連絡がなされていなかつたこと、(3)組織変更問題についての予定時間は二時間程度であるにもかかわらず、会議の日程を祝日を含めた一泊二日としていること、(4)会議終了後A所長は文書により認定事実欄記載のような確認がなされたことをB部長ならびに各油槽所長あて報告していること、(5) 保行者会議が関係された場合は、前法には、公司における対象による。

(5)代行者会議が開催された時期は、労使間における対立が激化し、前年には所長懇談会の際に所長全員が組合を脱退したこと、しかも当日B部長の代理として会議を司会したのは、組合を脱退したA所長であつたこと、(6)当日出席を命ぜられた代行者のほとんどが、組合油槽所分会の分会長であつたこと、以上六つの事実をとりあげ、右各事実を総合して「本件代行者会議は、会社が組織変更の周知徹底

を図るとの名の下に、現業部門の組合員に執行部に批判的な動きがあり、かつ東京 地区の油槽所においては八名の分会長が代行者であることに着目して開催したも の」と認定したうえ、代行者会議の夕食の席で組合問題についての話合いが行なわ れ、A所長が終始同席していたとの認定事実等から、「本件代行者会議は会社が主 催して、分会長らである出席者に認定事実欄記載の確認を打わせたものと推認せざ るを得ない」と認め右行為を参加人組合の運営に対する支配介入による不当労働行 為と判断している。

これに対し、原告会社は、右六つの認定理由につき逐一反論し、本件命令のあげる各認定理由からは本件代行者会議の開催および夕食時の組合問題に関する話合い につき原告会社の不当労働行為を認定し得ない旨争うので、以下に右の六つの理由 を中心に本件命令の適否について検討を加える。

代行者会議が東京地区のみで開催されたことについて

原告会社における昭和四六年四月一日付の供給業務部門における組織変更代行者 のみによる会議が開催されたのは、東京地区業務部管内のみであつたことは前記三 2で認定したとおりである。しかし、前記三1(二)に認定したとおり、昭和四六 年四月一日の組織変更により原告会社の油槽所は従来の本社直属の形式から新設の 各地区業務部に所属することとされたのであるから、各油槽所の業務運営はその所属する各地区業務部長の裁量に委ねられることとなつたのであり、従つて、各地区により油槽所の業務運営の方法に差があつたとしてもあえて異とするに足るもので はない。しかも、前記三1(三)認定のとおりそもそも本件代行者会議は、東京地 区業務部で立案されたものでなく、現場の油槽所長の要望が契機となつているもの であり、その発案の経緯をみると、油槽所長懇談会の席上A田子の浦所長から、油槽所長は多忙で代行者を教育する機会がなかなかないうえ、代行者はふだん相互間で交流がなく出張の機会もないので、代行者どうしの交流と勉強の機会を与えてほ しい旨要望があり、それが参加各油槽所長の賛同を得るところとなり、遅参したた め右要望が述べられた際在席していなかつたB部長に対しJ幹事所長から右要望が 版名安全が述べられた原住席していなかったB市長に対して軒事所長から石安全が伝られ、同部長もこれを了解して会議開催を承諾したものであり、その目的が組織変更の内容説明をも含め代行者を教育することにあつたことは明らかであるが、その他の代行者相互の交流ないし親睦をはかることも目的の一つであつたことが認められる。そして、前掲乙第一二〇、第一二二、第一二四、第一七四号証によれば、もともと代行者会議は、油槽所の業務運営に関する事項として地区業務部長の判断により自由に開催できるものであることが認められるところ(本社への報告事項ともされていない) 前記 1 (三) 認定のように東任の代行者制度の推進者である。 もされていない。)、前記三1(三)認定のように専任の代行者制度の推進者であ り、また地区の油槽所長代行者に組織変更の内容を周知させる必要を感じていたB 部長も右要望を受けた際に代行者の育成と自覚を高める好機と考えこれに賛成を表 したのである。

これらの事実に照せば、代行者の会議が東京地区のみで開催されたということは あながち不自然とはいい難い。従つて、代行者会議が東京地区のみで開催されたことをもつて直ちに本件代行者会議が業務上の必要性ではなく組合対策を目的として いたものとは認め難い。

なお、参加人組合は、本件代行者会議が組合対策を目的とした油槽所長懇談会の 席上決定されたことから、会議の目的が組合対策にあつた旨主張する。油槽所長懇 談会は、前記三1(三)で認定のとおり、全国の油槽所長が参加人組合を脱退した後所長らの要望により原告会社により正式に制度化された懇談会であるが、所長らの組合脱退が原告会社の意を体したものと認むべき証拠はなく、前記三1(三)認 定の油槽所長懇談会の制度化の趣旨および経緯、前掲乙第一五号証の規約等に照す も右懇談会が組合対策のために制度化されたものとは認め難い。そして前記三 1 (三) 認定の東京地区油槽所長懇談会の議事内容、本件代行者会議開催が会社側提

案としてではなく、所長の間からの要望として実現された経緯に照せば、本件代行 者会議の開催が右所長懇談会の席上決められたことをもつてその目的が組合対策に あつたとすることはできない。 (二) 議題が事前に連絡されなかつたことについて

本件代行者会議については、田中家旅館の案内図と集合時間を書いた書面がA所 長から各油槽所長宛に送付されたのみで議題については、油槽所長にも出席代行者 にも正式に通知がなかつたことは前記三1(三)で認定したとおりである。

しかし、前記三1 (三) 認定のとおり、本件代行者会議は、油槽所長懇談会の席 上参加油槽所長の要望により開催されることになつたもので、会議の趣旨、目的に ついては全油槽所長が十分了解していたものであり、前掲乙第三九、第一三一、第 一四九、第一五〇、第一七二号証、丙第三号証および証人Fの証言によれば、代行者は会議開催前に会議の趣旨等について所属の油槽所長から説明を受けていることが窺えるうえ、前記認定のような会議の目的からみて出席者において予め、調査研究を要することが討議されるわけでもなかつたのであるから、本件代行者会議においては必ずしも議題を正式に通知する必要があつたとはいえない。従つて、議題が参加者に事前に連絡されないとの一事をもつて会議が組合対策の目的をもつて秘密裡に行なわれる必要があつたものとは認定し難い。

(三) 代行者会議の日程が祝日を含めた一泊二日であることについて前記三2で認定したところによれば、本件代行者会議は九月二三日午後三時の日本が記まつて当日午後五時ごろまでに予定した会議でしているのに、その開催のであるが、本件代行者会議でしているのでは、一〇月である者会にの日本では、一〇月であるとについて、会議の目的が代表である。とし、一〇月であるとは、一〇月初には、一〇月初には、一〇月初には、一〇月初には、一〇月初には、一〇月初には、一〇月初には、一〇月初には、一〇月初には、一〇月初には、一〇月初には、「一〇月のには、「一〇月のには

(四) 代行者会議終了後A所長が組合問題に関する確認事項を文書によりB部長宛報告したことについて

前記三2認定のとおり、A所長は本件代行者会議終了後夕食の席で代行者らが組合問題について議論した内容を自己の理解に基づいて取りまとめて昭和四六年九月二五日付で組合問題に関する代行者間の確認事項として前掲乙第九号証記載のとおりの内容の確認報告書を作成し、これをB部長宛に提出しかつ各油槽所に宛て送付しているのである。A所長がいかなる意図のもとにそのような挙に出たかは明らかではないが、それが少なくとも、東京地区油槽所を統括する地位にあるB東京地区業務部長の意によらないものであることは、A所長の確認報告書を受け取つた同等といるに確認報告書作成の経緯を問い質して叱責するとともにその破棄、回収を指示していることからも明らかなところである。従つて、A所長によるB部長ないである。

このように、右報告書の作成送付もA所長の個人的行為にとどまり、かつ前記三2に認定したところによれば、右報告書にあらわれたような執行部批判は代行者間でいわば自然発生的におこつたものであつて、いずれも原告会社との結び付きを認め得ないのであるが、なお、当事者が指摘する右報告書の記載の正確性、その後の労使関係についても検討する。

も事実どおり正確に記載されているとはいい難い。

そこで、次に右話合いの内容が全代行者間の「確認事項」として記載されている ことにつき果して代行者間で確認が行なわれたか否か検討する。前掲乙第九号証に よれば、確認報告書には、確認事項として記載された各項目につき出席者全員の確 認があつた旨の記載が存する。そして乙第三九、第一二七、第一二九、第一三一 第一四九、第一五〇、第一七〇、第一七二号証、丙第三号証および証人Fの証言に よると、右話合いの中では各代行者から参加人組合の中央執行部に対する批判的な 意見が出され、その議論の中で確認事項として記載されている内容が話題になり、 これに関し、代行者から思い思いに提案がなされ、それに関連して関係する油槽所 分会に属する代行者が意見を求められたり、各代行者から賛否の意見が述べられた りしたことが認められるにとどまり、特に司会者がいて一定の事項につき挙手等に より各代行者に対し賛否の意見を確認したり採決を求めたりする事実があつたこと を窺うべき証拠はない(なお、参加人組合は、原告会社が初審段階で右確認がなさ れたことを認めた旨主張するが、成立に争いのない乙第五号証(答弁書)および第 七号証(原告会社最終準備書面)の趣旨に徴するも原告会社が右確認がなされたこ とを認めたものとは解し難い。)。右のところからすると、各代行者が話合いの結 果お互いに組合問題についてどのような意見ないし提案をもつているかは知り得た のであろうが、出席代行者全体の総意として何らかの意思決定を行なつたことは認 め難く、確認報告書が右の話合いの内容を出席者全員の確認事項として記載したこ とは不正確のそしりを免れないところである。そして、右話合いにおいて、A所長がこれに加わることなく同席していただけであつたことは、前記三2で認定したと おりである。

さらに、参加人組合は、確認報告書の確認事項がその後そのとおり次々と実行に移されていつた事実があり、そのことは右確認があつたことを裏付ける決定的証拠である旨主張するので検討する。本件代行者会議後の参加人組合の状況は前記三事実上参加人組合に復帰したこと、昭和四七年春闘において、清水油槽所分会、東京油槽所分会がストライキ指令を返上し、さらに、清水油槽所分会、田子の浦油槽所分会、宇都宮油槽所分会がストライキ反対の決議文を提出したこと、参加人組合の脱退者により昭和四七年九月六日シエル従業員組合が結成された後昭和四八年三月末までに東京支部に属する各油槽所分会の組合員の過半数が参加人組合を脱退すてシエル従業員組合に加入したことが認められ、前記確認事項の記載内容に合致すると思われる事実もないではない。

しかしながら、前掲乙第九二、第一七二号証、証人Iの証言によると、確認事項では全分会の意思を統一する中心となるべき東京油槽所分会のEは、昭和四七年の日付で組合員がいないため、分会を組織していない高田油槽所長に転出した。前記三3認定のところから明らかなとおり昭和四七年春闘においては、東京と区の大多数の油槽所分会はストライキ指令に従つているうえ、ストライキ指令を区の大多数の油槽所分会はストライキ指令に従っている方え、ストライキ指令を返りは、東京地区の清水、東京の間の各油槽所分会のみでなく、本件代行者会議に参加しなかつた横浜支部の上の浦の各油槽所分会のみでなく、本件代行者会議に参加していること、参加との清水、八代など他地区の油槽所分会も右指令に反対していること、参加とは、大田の名は、大田の名は、大田の名は、大田の名は、大田の名は、大田の記書である。といば、大田の記書を表している。といば、大田の記書を表している。といば、大田の記書を表している。と、大田の記書では、大田の記書である。と、大田の記書である。と、大田の記書である。と、大田の記書では、大田の記書である。と、大田の記書では、大田の記書が、、大田の記書が、大田の記書が、大田の記書が、大田の記書が、、本田の記書が、、本田の記書が、、本田の記書が、、本田の記書が、本

(五) 本件代行者会議が労使間の対立が激化した時期に開催され、参加人組合を 脱退したA所長が司会をしたことについて

参加人組合は、昭和四五年春闘において一九年ぶりに第二波までの全面ストライキを行ない、翌昭和四六年春闘においては第三波までのストライキを行なつたことは前記三一(一)で認定したとおりである。そして前記三一(一)および(三)ならびに三2で認定したところによれば昭和四五年七月二五日に関東地区の油槽所長全員が参加人組合を脱退し、この脱退者の一人であつたA所長がB部長の代理として本件代行者会議の司会をしているのである。

しかし、しばしば述べたように、本件代行者会議は、昭和四六年九月五日、六日に開催された油槽所長懇談会において提案され、同年四月一日付でなされた供給業務部門における組織変更を契機に代行者に勉強の機会を与えて自覚をもたせるとともに代行者相互の交流ないし親睦をもはかることを目的として開催されたものである。そして、前掲乙第九〇、第一二〇、第一二二、第一二七、第一七〇号証によれ

ば、右会議が同年九月二三日、二四日に開催されることになつたのは、一〇月下旬以降各油槽所の業務が繁忙期に入るため業務に支障を生じることを防ぐため、B部長から比較的閑な一〇月初旬ごろまでに休日を利用した日程で開催するよう指示があり、会議場となる田中家旅館の予約との関係もあつて決まつたことが認められる。この事実によれば、参加人組合が昭和四五年春闘以来その活動を活発化してきたことを考慮に入れても、右開催時期選定につき特に意図的なものを感じることはできない。

次に、A所長が本件代行者会議を司会したことについて検討するに、前記三 1 (三)で認定したところから明らかなとおり、本件代行者会議は、主催者たるB部 長が自ら出席して行なうことになっていたのであるが、B部長が同年一〇月一日付 で横浜油槽所長に転出することになり、本件会議開催の三日前である同年九月二〇 日ごろ、同部長の依頼により急遽A所長が司会役を勤めることになつたものであ る。右経緯に加え、本件代行者会議の世話役は、当初、J宇都宮油槽所長であつた が、会議場選定の困難等から、A所長がJ所長の依頼で会議場探しを引受けた経緯 をも伴せ考えると、A所長がB部長の代理を勤めることになつたのは多分に偶然の 事情によることが大きかつたものといわざるを得ない。もつとも、参加人組合は、 本件代行者会議が組織変更の趣旨説明を目的の一つにしていたことを考慮すると B部長が一油槽所長であり、右に関しては必ずしも適任者とは考えられないA所長 を司会役に選んだことについては不自然な点がある旨主張するが、前掲乙第九〇、 第一二〇、第一二二、第一七〇号証によればA所長は現場の油槽所長として所長実 務に習熟し、組織変更の内容についても同年七月東京業務部油槽所長会議等で教育 を受け、その内容を理解していたことが窺われること、その他前記三1 (三) 認定の本件代行者会議開催に至る経緯をも考慮すると、このことから直ちに本件代行者 会議はB部長の意を受けたA所長が組合対策のために開催したものということはで きない。

なお、前記三1(一)で認定のとおり、A所長は昭和四五年八月二五日参加人組合を脱退しているが、右脱退時関東地区の九名の油槽所長が油槽所長と組合員の立場が両立しないことを理由に同時に参加人組合を脱退しているのであり、右脱退が当時本社供給部プラント運営部長であつたBの意をうけたA所長の画策によることを認めるに足りる証拠はない。

(六) 出席代行者のほとんどが分会長であつたことについて 前記三2で認定したところによれば、本件代行者会議開催当時出席代行者一〇名 のうち六名が油槽所分会の分会長であつたことが明らかである。

・しかし、前記三1(二)認定のとおり、代行者は油槽所長の権限で自由に選任し うるものであり、前掲乙第一二〇、第一二二、第一二四、第一二七、第一二九号 証、証人Fの証言によれば、B部長は、A所長から確認報告書を受け取るまで本件 代行者会議に出席した代行者が誰であつたか全く知らず、A所長も会議直前になって、各油槽所長から出席する代行者の氏名の通知をうけたものであることが認めら れるから、本件代行者会議開催の決定時に右両名が出席代行者のうち何名が分会長 であるかを把握していたとはとうていいえない。そして、前掲乙第一〇、第九四ないし第九八、第一二〇、第一二二、第一二四号証、証人Fの証言によれば、各油槽 所の分会長は正式には選挙で選出される建前になっているが、大規模な油槽所では クラークの中から選ばれ、小規模な油槽所では分会員の話合いによる推せんにより 選任されるのが実情であり、他方代行者のほとんどがクラークないし当該油槽所に おける職員のうち経験年数の長い者の中から選ばれていることが多いことが認められることに鑑みても、代行者が分会長に選ばれることが多いことはそれなりの理由 があるものということができるし、前記三2認定のとおり、出席代行者のうち新前 橋油槽所の代行者は非組合員であり東京油槽所、浜松油槽所および清水油槽所の各 代行者は分会長でないことをも考慮すると、本件代行者会議が出席代行者の大半が 分会長であることに着目して開催されたものとは認め難い。なお、参加人組合は東 京油槽所の代表者であるEは分会長ではないが業務主任であり、業務主任は組合問 題につき油槽所長の主旨を理解して組合員との意思疎通をはかる任務を帯びているから、巨が分会長でないことは、本件命令が「代行者のほとんどが分会長であつた ことに着目して会議を開催した」との認定の根拠を失わしめるものではない旨主張 している。しかしながら、前掲乙第一〇、第一三、第五〇、第一一二、第一一三、 第一七二号証によれば、Eが東京油槽所の業務主任であつたことが認められるが、 業務主任は中規模以上の油槽所の中間管理職としてもうけられたものであり、専ら 参加人組合切り崩しのために配置されたものとは認め難いから、参加人組合の主張 は理由がない。

2 右に検討したところによれば、本件にあらわれた全証拠によるも、本件命令がいうように、「本件代行者会議は会社が主催して、分会長らである出席者に前記確認を行わせたものと推認せざるを得ない」として参加人組合の運営に対する原告会社の支配介入行為を認定するに由なきものである。

ところで、参加人組合は、仮に組合問題に関する話合いが代行者会議の日の夕食の席で行なわれ、かつ、A所長が右話合いにおいて発言その他積極的行為をしなかったとしても、原告会社の職制が謀議の機会を与えこれを黙認したから、なお、原告会社が支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するので、この点について検討する。

(一) 代行者間で組合問題について話合いがなされたのは、代行者会議の日のタのは、代行者会議の目のとおりである(参加人の基本的記憶を表してあるがの表すのというであるがの表すのというにあるが、不可なとは、問題が表現したというにあるののであるが、ないであるが、ないであるが、ないであるが、ないであるが、ないであるが、ないであるが、ないである。ところである。であり、これである。のといいである。のは、これである。のは、これである。のは、これである。のは、これである。のは、これである。のは、これである。のは、これである。のは、これである。のは、これである。のは、これである。のは、これである。のは、これである。のは、これである。のは、これである。のといいである。ところである。ところである。ところである。ところである。ところである。ところである。ところである。ところである。ところである。ところである。ところである。ところである。ところである。

(三) ところで、本件において、A所長は、代行者間で組合問題が話題になった際これを不適当として制止したり中止を命じたりすることはなかつたことが明出をである。しかしながら、代行者会議とは異なるA所長に右話合いを中止させる義があったとはいい難いが、仮にA所長がなんらかの意図であえて組合問題に関するいを制止せずに容認していたとしても、前記三2認定のとおり、A所長があるにを制止せずに容認していたとしても、前記三2認定のとおり、A所長がある確認報告書の送付を受けたB部長が直ちにA所長に対し確認報告書作成の事情を問題して叱責するとともに、参加人組合に誤解を与えることを懸念して直ちに各所長に送付された確認報告書の回収、破棄を指示している事実に照せば、右A所長の行為を原告会社に結び付け、原告会社に不当労働行為(支配介人)が成立したもの行為を原告会社に結び付け、原告会社に不当労働行為(支配介人)が成立したものであることできない。

3 以上述べたところによれば、本件は賃上げの配分、ストライキ補填金の負担等に不満をいだく中高年の油槽所勤務の現業組合員の執行部批判が、そのようなこととはかかわりなく開催された油槽所長代行者会議後の夕食時の懇親の席上で自然発生的に表面化したに過ぎないものと認めるのが相当である。

もとより、多数の構成員をようする組合の執行部に対し組合員すべてが同程度に 満足するような闘争成果を期待すること自体は無理があり、職種、年令、賃金等額 各人の個別事情に応じ組合員にもたらす利益に差が生ずることは否めないところで ある。そして、前掲丙第三、第四、第六、第七号証、第一〇ないし第一二号証、証 人 I の証言によれば、参加人組合としても現業組合員のためそれなりの活動をして いることが認められる。

しかし、組合員による組合執行部批判は法により禁ぜられるところではなく、その 手段方法において組合規約にふれるところがあれば組合の統制権による制裁の問題 が生じ、不法行為等に関する民事法規、名誉毀損等の刑事法規にふれるところがあ か生し、不法行為寺に関する民事仏然、石書教院がおからがあるに過ぎない。そして、そればそれぞれ民事上、刑事上の責任を問われることがあるに過ぎない。そして、そればそれぞれ民事上による。 のいずれの場合であつても、使用者の意図と無関係に当該組合員の自発的意思によってなされる限り、たとい結果として組合に打撃を与えることになったとしても、 それを組合運営に対する批判と受けとめる余地こそあれ、使用者による不当労働行 為(支配介入)を論ずる余地のないことはいうまでもないところである。

本件代行者会議終了後の夕食の席における代行者らの組合問題に関する言動は、 たかだか賃上げに頼る以外さして将来性のない中高年の現業組合員が、実感とし て、参加人組合執行部の闘争方針を自分達の意向を反映しないものと受止めたうえ でなした執行部批判と認めることができるのであるからそのような批判が当つてい るか否かは別として、それは代行者らの自発的意思に基づくものと認めざるを得な いのである。

五 結論

してみると、本件命令は、原告会社が代行者会議を主催しその夕食の席上で組合 問題が話し合われたことをもつて不当労働行為であるとした初審命令の判断を相当 として是認し、原告会社の再審査の申立てを棄却しているから、違法として取消し を免れない。

よつて、原告の本訴請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につい ては行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 松野嘉貞 吉本徹也 牧弘二)

(別紙)

命令書

中労委 昭和四九年(不再)第五五号 昭和五二年五月六日命令

再審査申立人 シエル石油株式会社

再審査被申立人 全石油シエル労働組合

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

初審命令主文第一項記中「関東地区油槽所長代行者会議」とあるのを「東京地 区油槽所長代行者会議」に改める。

玾 由

当委員会の認定した事実

当事者等

- (1) 再審査申立人シェル石油株式会社(以下「会社」という。)は、肩書地に本社を置き、全国各地に支店、油槽所等を有して、石油製品の販売等を業とする会 社であり、その従業員数は約二、四〇〇名であつて、シエル興産等関連会社数社を 含めると約二、八〇〇名である。
- 再審査被申立人全石油シエル労働組合(以下「組合」という。)は、会社 (2) 及び関連会社数社に勤務する従業員で組織され、その組合員数は昭和四七年七月当 時一、七四〇名であつたが、初審結審時には一、一四六名であり、組合の下部組織として関東地区の油槽所従業員等により組織される東京支部等全国に一七支部がある。
- なお、会社の従業員は、昭和四七年九月六日、組合とは別にシエル従業員 (3) 組合(以下「従組」という。)を結成し、従組の組合員数は初審結審時約三六〇名 であつた。
- 2 昭和四五年以降の労使関係
- 組合は、昭和四五年春闘において、四月下旬から五月上旬にかけ一九年ぶ りに二波のストを実施した。この時期は例年会社の出荷量が多くなるのであるが、

同年はストにより出荷ができなくなつたため、特約店から油槽所に苦情や抗議がな されたりした。

- 日出勤拒否闘争を実施し、同年賃上げ交渉は五月一九日に妥結した。 この闘争において組合内部では、油槽所に勤務する現業の組合員から賃上げ配分 等について中央執行委員会の方針に反対する声があり、規模の小さい油槽所では第 一波ストに不参加のところもあり、さらに清水油槽所分会(以下「清水分会」とい う。)等は組合を脱退した。
- 3 本件代行者会議の開催について
- (1) 会社の油槽所は全国に約四〇カ所あり、本社供給部あるいはプラント運営部に所属していたが、昭和四六年四月一日供給業務部門の組織変更が行われて、本社業務本部の下に東京地区等五ブロツクに業務部が置かれて、油槽所は地区業務部に所属することとなつた(横浜油槽所は本社業務本部直轄)。また、この組織変更に伴い油槽所長には、従来の油槽所の運営管理のほかにロータリーの運営管理、品物の配給の職務も付加された。

油槽所は、所長のみのところから所員二〇名位のところもあり、大規模油槽所には所長を補佐するクラークがおかれていた。そして所長が出張、休暇等の場合には所長業務を処理するために代行者がおかれ、クラークのいる油槽所には近隣の油槽所あるいは本社から代行者が派遣されていた。しかし、会社は油槽所の取扱量の増加等から派遣代行者では業務処理が充分できないこともあつて、昭和四五年秋頃より派遣代行者をやめて各油槽所内で代行者を任命するよう指導し、昭和四六年九月頃の東京業務部管内の油槽所においては、代行者が派遣されることはなくなつた。

- (2) 会社は、昭和四六年七月、従来一部の地区で自主的に開かれていた油槽所長懇談会を制度化することとし、各地区業務部長あてに、「本年春闘前、全国の油槽所長が組合を脱退しましたので、組合に代わる組織として懇談会を持つことが、是非共必要である」との文書及び油槽所長懇談会規約を送付し、その出席にあたつては、出張旅費規程を適用して交通費等を支給することとした。
- (3) 東京地区では、同年九月五日、六日の両日、栃木県川治温泉で第一回油槽所長懇談会が開催され、東京地区業務部長日も出席した。その席上で田子の浦油槽所長Aは、各油槽所の代行者を集めて、代行者同士の交流や勉強の機会をもつことが必要であると提案し、出席者の賛同を得て、日部長に要請した。同部長はかねがね派遣代行者をやめて各油槽所に代行者を置くよう指導していたこともあり、代行者の育成と自覚を高める機会の必要性を感じていたこともあつて、即座に代行者会議の開催を了承し、その世話役として宇都宮油槽所長」を指名し、早速その準備にあたるよう指示した。
- (4) 所長懇談会後、代行者会議の開催場所が横浜市内の田中家旅館となつたため、世話役もJ所長からA所長に変更になつた。そこでA所長は、九月中旬、世話役として九月二三日、二四日両日に田中家旅館で代行者会議を開催する旨各油槽所長に電話で連絡し田中家旅館までの地図と集合時間の案内状を送付したが、議題等会議の内容は連絡しなかつた。
- (5) 代行者会議は九月二三日午後三時頃から、東京地区の油槽所(東京、清水、田子の浦、新前橋、松本、浜松、甲府、宇都宮、長野、水戸)の代行者一〇名とA所長が出席して開催された。A所長を除く出席者のうち新前橋油槽所のLが非組合員であるほか全員組合員であり、東京油槽所のEは昭和四三年三月まで組合中央執行副委員長をしていた組合活動家であり、他の八名のうち七名は各油槽所分会

の分会長であつた。

この代行者会議は、東京地区業務部長であるBが主催したものであり、同人も出席を予定していたが一〇月一日付で横浜油槽所長に転出することとなり、事務引継等多忙であつたため欠席し、世話役のA所長がB部長の代役をつとめることになった。

会議では、まずA所長が、「午後五時頃まで討議を進めて、六時頃から夕食とし、翌日朝食後に解散する」旨及びB部長が欠席する旨連絡して議事に入つた。そしてA所長から、同年四月に行われた供給業務部門における組織変更の趣旨や公害対策等が説明され、その後約一時間にわたり自由討議が行われ、給与についての意見等が話合われた。

午後六時頃から夕食となり、酒も出された席上で、清水分会の組合脱退が話題となり、ひいては組合問題についての話合いが午後八時すぎ頃まで行われたが、A所長は終始同席していた。この席の話合いは後記(6)のA所長の報告によれば、

「今後組合運動で現執行体制を正しい方向へ転換させることは大変むづかしいが、 支店内の同調者と協力し、東京地区の油槽所(分会)が同一歩調をとり、支部執を 通じ中執と対決して行く様にする。1略。2全分会の意志を統一する為東京分会が 中心となり……。3現在組合を脱退して居る人には今後全分会が共同歩調をとりた いので、一応組合へもどる様分会内部で説得する。清水分会については、……説得 の為オルグする。以上の事がらを全分会が努力し正常化につとめても目的が達せら れなかつた場合、全分会員が組合を脱退もやむを得ず。」という内容であつた。

れなかつた場合、全分会員が組合を脱退もやむを得ず。」という内容であつた。 なお、出席者には出張旅費規定により交通費等が支給され、夕食の酒の費用は東京地区業務部が負担している。

(6) A所長は、九月二五日付で、「油槽所長代行者会議」と題し、「部長御了解のもとに東京地区所長代行者の連絡会議を九月二三日一四時より二四日九時半迄行いましたが、出席者全員の確認事項下記の通りです御報告致します」として上記(5)の内容を「確認事項」としてB部長及び東京地区の各油槽所長あてに報告した。

この報告書を受け取つたB部長は、直ちにA所長に電話で、報告書記載の話合いがなされたことを確認し、報告書は破棄すること、各油槽所長あてに送付した報告書は回収することを命じた。このためA所長は、報告書を破棄し、各油槽所長にも破棄してもらいたい旨連絡した。

- (7) なお、この当時東京地区以外の地区で油槽所長代行者による会議が開催されたことはなく、本件代行者会議以後、代行者会議が開催されたことはない。 4 本件代行者会議以降の労使関係
- (1) 清水分会は、昭和四六年一二月一日付で組合に復帰を申入れ、翌四七年三月五日の東京支部大会で同分会の復帰が認められた。
- (2) 昭和四七年春闘で組合は、四月二四日に第一波の一時間の時限スト、四月二八日に第二波の全日ストを実施したが、第三波ストはスト権投票の結果四一・五%の賛成しか得られず、スト権は確立しなかつた。この間第一波において清水分会はスト指令を返上して分会員は就労し、横浜支部(横浜油槽所の従業員で組織されている。)は時限ストには参加したものの付随する時間外拒否は実施せず、第二波において清水分会、東京油槽所分会等はスト指令を返上して分会員は就労し、横浜支部は午後からのみの半日ストを実施した。また清水分会(四月二六日付)、田子の浦油槽所分会(四月二七日付)、宇都宮油槽所分会(五月二日付)はそれぞれスト反対の決議文を出した。
- (3) 昭和四七年八月一五日、横浜支部の組合員数名は、組合を脱退し、新組合結成準備会の発起人となつた。

組合は八月三一日、同年春闘においてスト指令を返上し、就労したことは「統制違反と組織の統一を乱す行為」であるとして、横浜支部の三名を除名処分とし、田子の浦油槽所分会一名及び清水分会一名を三カ月の権利停止処分とし、上記準備会発起人一〇名に対して脱退ならびに発起人となつたことを撤回しなければ除名処分とする旨通知した。

上記発起人らは、九月六日、従組を結成し、この前後を通じて各油槽所分会から 脱退者が相次ぎ、同人らは従組に加入した。会社は九月一二日付の「団交ニユース」に、従組が結成されたこと並びに同日の従組との団交で従組が結成の趣旨として「現シエル労組の組合活動に対する基本的姿勢を批判し、このような労組にはも はや従うことはできず、組合組織を分裂することは誠に不本意であるが、ここに新 組合を結成するに至つた」と説明した旨記載し、この団交ニユースを全従業員に配 付した。

(4) 会社は、本件代行者会議以降、代行者の教育、研修を行うことを検討していたが、昭和四八年七月二二日、二三日に福岡地区で自主的に「クラーク研究会」という名称でクラークに対する教育、研修を行つたためもあつて、同年一一月に至り「クラーク研修会」を制度化した。その後、クラーク研修会は、各地区ごとに年一~二回程度、一~二日の期間にわたり支店会議室あるいは会社研修所で開催されている。

以上の事実が認められる。 第二 当委員会の判断

会社は、本件代行者会議において組合との対決、組合からの脱退について討議し、確認したことを会社の責任であるとした初審判断を争い、(1)代行者会議は業務上の必要性から開催したものであつて、会議終了後の夕食の席において、代行者間で自由な雰囲気の下に組合問題が話し合われ、これをA所長が聞いていたに過ぎないのであるから、これをもつて不当労働行為といわれる筋合いのものではない。また、(2) A所長の報告書については、これを受けたB部長が組合の誤解を招くことを事前に防止するため直ちに破棄回収を命じているのであるから、この点からも不当労働行為といわれることは当を得ないと主張する。

したがつて、本件代行者会議は会社が主催して、分会長らである出席者に前記確認を行わせたものと推認せざるを得ず、会社のこのような行為は、組合の運営に対する支配介入行為というべく、これを不当労働行為とした初審判断は相当である。 以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

なお、初審命令主文の記中「関東地区油槽所長代行者会議」は「東京地区油槽所 長代行者会議」であるから、初審命令主文を主文のとおり改めることとした。 よつて、労働組合法第二五条、同第二七条及び労働委員会規則第五五条を適用し て主文のとおり命令する。